

消費税は、「最終的には消費者が負担し、事業者が納付する税金」です。

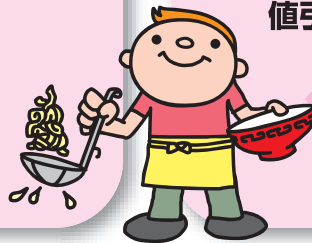
「消費税転嫁対策特別措置法」では、消費者に消費税の負担について誤認されないようにするため、「消費税は転嫁しません」等の宣伝や広告が禁止されています。



◆ 禁止される表示の具体例 ◆

1. 消費税を転嫁していないような表示

- ①「消費税は転嫁しません」
- ②「消費税を転嫁していないので、価格が安くなっています」
- ③「消費税はいただきません」
- ④「消費税は当店が負担しています」
- ⑤「消費税はサービス」
- ⑥「消費税還元」、「消費税還元セール」



2. 消費税を“おまけ”するような表示

- ①「消費税率上昇分値引きします」
- ②「消費税8%分還元セール」
- ③「増税分は勉強させていただきます」
- ④「消費税率の引上げ分をレジにて値引きします」



◆ 禁止されない表示の具体例 ◆

3. 消費税の見返りを提供するような表示

- ①「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」
- ②「消費税相当分の商品券を提供します」
- ③「消費税相当分のお好きな商品1つを提供します」
- ④「消費税増税分を後でキャッシュバックします」



消費税と関連しないような表示

- ① 消費税と関連がはっきりしないもの「新生活応援セール」
- ② たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけのもの「3%値下げ」、「3%還元」、「3%ポイント還元」
- ③ たまたま消費税率と一致するだけのもの「8%値下げ」、「8%還元セール」、「8%ポイント進呈」

(表示物などの例)

- ① 商品、容器・包装による広告等
- ② 見本、チラシ、パンフレット、説明書面、ダイレクトメール、ファクシミリ等
- ③ 口頭、電話による広告等
- ④ ポスター、看板、プラカード、建物、電車、自動車等に記載されたもの
- ⑤ ネオン・サイン、アドバルーン、陳列物、実演による広告等
- ⑥ 新聞紙、雑誌、出版物、放送、映写等による広告
- ⑦ インターネット、パソコン通信等による広告等

☆ 詳細は、消費者庁ホームページ(<http://www.caa.go.jp>)にて、ガイドライン「消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方」(平成 25 年 9 月 10 日)を掲載していますので、ご覧下さい。

○ 消費税転嫁対策特別措置法は転嫁阻害表示のほか、消費税の転嫁を阻害する取引価格の「減額」や「買いたたき」といった行為についても禁止していますので、詳しくは、公正取引委員会ホームページ(<http://www.jftc.go.jp>)をご覧ください。